

平成28年第2回定例会会議録（第6号）

平成28年6月20日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	狩野俊之君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	ONSENツーリズム部参事	松永徹君
ONSENツーリズム部参事	永井正之君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	総務課長	月輪利生君
政策推進課長	本田明彦君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主査	安藤尚子	主査	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	橋本寛子	速記者	桐生正子

○議事日程表（第6号）

平成28年6月20日（月曜日）午前10時開議

- 第1 上程中の全議案及び請願に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 議第67号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第68号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第69号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第3 議第70号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第4 報告第3号 平成27年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
報告第4号 平成27年度別府市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
報告第5号 平成27年度別府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
報告第6号 平成27年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
報告第7号 平成27年度別府市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
報告第8号 平成27年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
報告第9号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
報告第10号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
報告第11号 市長専決処分について
- 第5 議員提出議案第4号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
議員提出議案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
議員提出議案第6号 四国電力伊方原子力発電所の再稼働に際し、慎重な対応を求める意見書
議員提出議案第7号 伊方原発3号機の再稼働中止を求める意見書
- 第6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

去る 5 月 30 日、東京都において開催をされました第 45 回全国温泉所在都市議会議長協議会総会外 2 件の会議に出席をいたしました。その概要については、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

（観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森 大輔君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 6 月 10 日の本会議において付託を受けました議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 5 件について、6 月 13 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第 49 号平成 28 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

当局から、施設改修に要する経費として、管理棟改築監理委託料及び同管理棟等の改築工事費に係る経費を計上し、同事業に債務負担行為を設定する旨の説明がなされました。

続きまして、議第 55 号別府市自転車競走実施条例の一部改正についてについてでございます。

これは、災害等の不測の事態が生じた際に、別府競輪場以外でも競輪が開催できるようにすること等に伴い、条例を改正したい旨の説明がなされました。

これに対し委員から、他の開催地として具体的な場所は検討しているのかといった質疑がなされ、当局から、九州内の競輪施行者を初め、今後協議を進めていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

採決の結果、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第 60 号市長専決処分について 平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）観光課関係部分では、当局から、別府誘客緊急事業に要する経費として、熊本地震の影響を早期に回復するため、市、観光協会その他関係団体で構成する別府観光誘客緊急協議会で対策を講じるに当たり、広告料の支出や賑わいの創出に資する事業費に対し、負担金を計上するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員から、負担金の支出先や用途が不明確なのではないかといった質疑がなされ、当局から、別府観光誘客緊急協議会への支出と、賑わいの創出のための個々具体的な方策等が示されたことなどから、これを了とし、全員異議なく承認すべきものと決した次第でございます。

続きまして、商工課関係部分の市長専決処分に係る議第 58 号、議第 59 号、議第 60 号につきましては、商工課所管施設が被災したことにより、当該施設の災害復旧に係る工事費の説明や、緊急観光経済対策として、地震発生に伴い客足が減少している飲食店・料飲店で使用できるクーポン券を発行すること等の説明が当局からなされました。

これに対し委員から、補助金のうち 3,000 万円の事務費について、さらなる削減が求められるか、また、市民へは対象店舗を周知するための工夫が必要ではないかといった要望がなされました。

最終的に議第 58 号、議第 59 号、議第 60 号関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認するものと決定いたしました。

次に、農林水産課関係部分の議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）、及び議第 58 号市長専決処分について 平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、当局から、歳入として、熊本地震による災害復旧工事に伴う個人負担金及び大分県からの補助金の追加でございます。

歳出といたしましては、農地や水路、山林や漁港施設の災害復旧工事費とその測量設計委託料であることの詳細な説明がなされたため、これを了とし、全員異議なく可決及び承認すべきものと決定をした次第でございます。

続きまして、DMO推進室関係部分の議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）、及び議第 60 号市長専決処分について 平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、熊本地震の影響による観光関連産業の早期の回復のための対策を講じるために、福岡都市圏において、大規模な広告戦略やキャラバンを形成することが主な事業内容であること、また、4『B』i 地域産業イノベーション推進に要する経費として、起業家の育成や創業を支援する「場」の整備や株式会社ビームスと連携し、新たな「ひと・もの・しごと」づくりを支援し、「稼ぐ力」を新たに生み出し、強化を図ろうとするものであること等の説明がなされました。

これに対し委員から、キャラバンの費用対効果を十分に検討するとともに、その選定については、多角的に行ってもらいたい旨の要望が出され、4『B』i 事業に関しては、満足のいく結果が出るように期待したいとの意見が出されたところでございます。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、建設部 4 課の災害復旧関連経費の議第 58 号市長専決処分について 平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

都市整備課関係部分では、餅ヶ浜栈橋の補修工事を、道路河川課関係部分では、道路施設の復旧に係る委託料及び工事費等を、また公園緑地課関係部分では、被害を受けた公園施設のうち、特に緊急を要する 7 公園の 8 施設の損傷等に係る委託料及び工事費を、建築住宅課関係では、損傷した市営住宅の復旧工事費並びに被災者が一時的に使用するための市営住宅清掃委託料及び改修費が計上されたものでございます。

最終的に議第 58 号市長専決処分について 平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）建設部各課の関係部分については、いずれも当局から図面等を用いて詳細な説明がなされたために、これを適切妥当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定をした次第でございます。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告でございます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・平野文活君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（平野文活君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

去る 6 月 10 日及び 16 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 7 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

社会福祉課関係では、先般 4 月 14 日に発生した熊本地震により被災された市民の方に対する災害見舞金及び災害被災者住宅再建支援金などを予算計上しているとの説明がなさ

れました。

委員からは、支給要件などについて質疑がなされるとともに、市民の立場に沿った事業執行を要望するとの意見がなされました。

次に、児童家庭課関係では、児童クラブ事業の委託料として、光の園子どもクラブに第2クラブを設置するために必要な経費、3世代同居を促進し、子や孫育て支援を充実させ、子育てしやすい環境整備することを目的とする3世代同居リフォーム支援型事業の補助金、また、国庫補助金を活用して、保育所等における保育士の負担になっている書類作成等の業務を効率化するための保育支援業務システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラの設置に必要な経費を補正計上しているとの説明がなされました。

次に、高齢者福祉課関係では、高齢者の多様な通いの場や、生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業に対する補助金を補正計上しているとの説明がなされました。

教育総務課関係では、幼稚園・小学校の空調整備について、今回の熊本地震の影響の可能性を考慮に入れ、当初のスケジュールどおりの完成を図るため、債務負担行為を設定し、契約のみ1年間前倒しするものであるとの説明がなされました。

委員からは、山の手小学校などは、オープン教室の形態により児童生徒に良好な学習環境を提供するというコンセプトで校舎が新築されたばかりであり、オープン教室の教育効果を損なわない整備を推進すること、また、空調整備することにより、他の教育施策に影響を及ぼさないように配慮することなどの要望がなされました。

学校教育課関係では、いじめ、不登校等、児童生徒の問題行動について、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、教育相談体制を整備するとの説明がなされました。

生涯学習課関係では、コミュニティーセンター浴室においてシロアリ被害等により腐食している柱の補強工事費及びその他の箇所のシロアリ被害調査委託料、また、県指定史跡である「実相寺古墳群」について国指定史跡としての指定を目指すため、国の文化審議会への諮問に必要な報告書作成に要する経費、さらに、県・市指定文化財や国指定重要文化的景観の重要構成要素である明礬湯の花小屋の災害復旧費を予算計上しているとの説明がなされました。

別府商業高等学校関係では、平成29年3月をもって閉校する同校の各種閉校記念行事等を行う実行委員会への補助金を、市民課関係では、社会保障・税番号制度導入に伴うマイナンバーカードの交付に当たり、カード発行業務の効率化・円滑化を図るための経費を計上しているとの説明がなされました。

採決におきまして、幼稚園・小学校の空調整備について再検討すべきとの観点から、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、議第48号平成28年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号平成28年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

環境課より、熊本地震により損壊し、生活環境上の支障がある家屋について、所有者の同意を得て、別府市が解体・撤去・処分する費用であるとの説明がなされました。

委員から、実施要件などについて、るる質疑がなされましたが、当局から、国の補助事業であり、その補助基準に沿って適正に事業を実施したいとの説明がありましたので、これを了といたしました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、議第 52 号・議第 53 号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、これまでの地域密着型サービスに 18 名以下の地域密着型通所介護が加わること、また指定認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置が義務づけられたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 54 号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正については、関係法令の改正により、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について更新制が導入されるとの説明がなされました。

次に、議第 58 号市長専決処分については、各課から、熊本地震により所管施設に被害が生じ、補修等のため市長専決処分を行ったので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるとの説明がなされました。

次に、議第 65 号市長専決処分については、平成 22 年、鶴見台中学校において保健体育の授業中に発生した事故に関する損害賠償請求事件について、4 月 22 日、大分地方裁判所において、「別府市は原告に対し 9 万円支払う」よう判決があったため、この判決に対し、別府市の敗訴部分の取り消し等を求めて、控訴の提起を行ったとの説明がありました。

以上 6 議案については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(加藤信康君) 6 月 10 日及び 16 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました、議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分外 10 件、及び請願第 1 号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願について、6 月 13 日及び 16 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

まず、13 日の委員会であります。議第 48 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分では、コミュニティー助成金の交付決定を受け、消防団員用雨具の購入や各団体への助成金を計上、議第 58 号市長専決処分について関係部分では、地震災害発生により、危機管理課において、物資の調達や移設等に係る経費を専決処分にて予算執行、さらに、この 2 議案、及び議第 60 号市長専決処分について関係部分、以上 3 議案において、予算執行に必要な財源として、別府市財政調整基金からの繰り入れをそれぞれ計上との説明があり、採決の結果、議第 48 号関係部分は、全員異議なく原案のとおり可決、また、議第 58 号及び議第 60 号関係部分についても、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議第 61 号市長専決処分についてであります。平成 27 年度の国民健康保険事業の決算見込みにおいて、8,000 万円の歳入不足が発生したため、平成 28 年度歳入からの繰り上げによる補填を専決処分したとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 64 号市長専決処分についてですが、当局より、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税における減額措置に係る軽減判定所得の算定金額が変更され、この改正が本年 4 月 1 日より施行されたため、別府市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したとの説明がなされました。

委員より、この改正の影響による軽減対象世帯数の増加について確認があり、当局から、82世帯134名を見込んでいたとの説明がありました。

採決では、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

そのほかの議案についてですが、当局の説明を了とし、採決の結果、議第51号別府市税条例等の一部改正について、及び議第56号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、並びに議第57号動産の取得について、以上3件は、いずれも全員異議なく原案可決、議第62号、議第63号市長専決処分について、以上2件についても、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第1号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についてですが、委員より、将来のさまざまな保障等の財源を確保する観点から、消費税増税撤回は得策ではない、当面は国の動向を見るべきだといった意見、また、他の委員からは、増税分が必ずしも社会保障に充てられているとは感じられない、ほかの方法による財源確保を国に促すために意見書提出は必要であるといった意見がなされました。

採決におきましては、願意に賛同できないとして賛成者少数となり、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、6月16日の委員会ではありますが、議第66号平成28年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分について審査を行いました。

当局より、1点目として、同補正予算で計上している「損壊家屋解体事業」の別府市負担分の財源として、別府市財政調整基金から繰り入れるとの説明がありました。

2点目に、去る6月7日に総務省から「業務改革モデルプロジェクト」の業務委託団体として、別府市が全国7自治体のうちの1つに選ばれたことにより、「誰もが快適で賑わいのある窓口業務改革に要する経費」として委託料等を計上、業務フローの見直しを初め、総合窓口化やユニバーサルデザインの導入などに向けた調査研究を全額国費により行うとの説明がなされました。

委員より、窓口業務改革に当たっては、出張所のあり方等を含めて研究を進めるべきとの意見がなされ、当局より、総合的に研究していくとの答弁がなされました。

また、スケジュールの確認では、来年の2月末までに報告書を提出するとの当局説明がありました。

さらに委員より、民間施設での窓口設置に当たっては、駐車場やセキュリティー等、問題点をしっかり洗い出した上で事業を実施してほしい、また、他の委員からは、現時点では具体的なイメージが見えない、正規職員もある程度かかわっていかねばならないと感じる、モデル事業として選定されている以上、結果を出さなければならないし、その先の本格的な実施も当然視野に入れなければならない、調査研究の結果については、随時示してほしいとの要望がなされました。

最終的に当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案及び請願に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより順次採決を行います。

上程中の全議案及び請願のうち、議第48号平成28年度別府市一般会計補正予算（第3号）に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 49 号平成 28 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議第 57 号動産の取得についてまで、及び議第 66 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）、以上 10 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 10 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 10 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 58 号市長専決処分についてから、議第 65 号市長専決処分についてまで、以上 8 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 8 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 8 件は、各委員長報告のとおり承認をされました。

次に、請願第 1 号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

なお、本件の採決は、原案についてお諮りをいたします。

本件については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立少数であります。よって、本件は、採択しないことに決定をいたしました。

次に、日程第 2 により、議第 67 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第 69 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 67 号、議第 68 号及び議第 69 号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員に、池部光氏、古田茂義氏、及び田中朋子氏を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 67 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 67 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 68 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 68 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 69 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 69 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 3 により、議第 70 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 70 号は、本市監査委員に恵良寧氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

- 議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 70 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 70 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 3 号平成 27 年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第 11 号市長専決処分についてまで、以上 9 件の報告が提出をされておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

- 副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 3 号は、平成 27 年度別府市一般会計補正予算において繰越明許費として議決をいただきました個人番号カード交付事業外 23 事業について、報告第 4 号から報告第 7 号

までは、平成 27 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算、競輪事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算において、繰越明許費として議決をいただきました国民健康保険システム改修事業等について繰越額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

報告第 8 号は、平成 27 年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出です。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、施設改良事業等について予算を平成 28 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項に規定により、議会に報告するものです。

報告第 9 号及び報告第 10 号は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、本市が出資しております法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告第 9 号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成 27 年度事業収支報告書及び平成 28 年度事業収支計画書の提出です。

平成 27 年度は、独自事業と指定管理者事業など計 8 事業を実施いたしました。事業収入は、竹瓦温泉や海浜砂湯の温泉施設や、志高湖キャンプ場の営業が好調で、税引き後の当期純利益は 1,508 万 5,000 円となりました。

平成 28 年度は、独自事業、指定管理者事業等で計 9 事業を実施する計画となっております。

報告第 10 号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成 27 年度の事業報告書及び平成 28 年度事業計画書の提出です。

平成 27 年度は、生活安定事業、健康管理事業、余暇活動事業を中心に実施し、3 月末日の会員数は 3,505 名となり、前年同月末と比べ 139 名の増加でございます。

平成 28 年度は、勤労者・居住者に総合的な福祉事業を行い、勤労者等の福祉の向上、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべく運営を行うとの方針により、生活の安定にかかる事業等を行う計画となっております。

報告第 11 号は、公用車による事故の外 2 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上、9 件について御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、議員提出議案第 4 号食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書から、議員提出議案第 7 号伊方原発 3 号機の再稼働中止を求める意見書まで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 4 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11 番・荒金卓雄君登壇）

○11 番（荒金卓雄君） 議員提出議案第 4 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

食は、世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その 3 分の 1 は無駄に捨てられている。中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスだ。農林水産省によると、日本では年間 2,801 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち

の642万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は、事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は、家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
 - 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
 - 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切れる分量のメニューや、量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
 - 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
 - 5 フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・三重忠昭君登壇)

○6番(三重忠昭君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとってもきわめて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかし、その一方で不登校、いじめ等子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容も増加しています。これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが、全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。そのことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・加藤信康君登壇）

○10番（加藤信康君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

四国電力伊方原子力発電所の再稼働に際し、慎重な対応を求める意見書

4月14日にマグニチュード6.5、4月16日にはマグニチュード7.3の地震が、熊本、大分地方を襲い、強い揺れが続いている。一連の地震は収束しておらず、今後さらに大きな地震活動の可能性も否定できないという観点で対策を講じなければならない。

大分から日向灘を挟んだ四国側には、原子力規制委員会の審査を終え、7月には再稼働を予定している四国電力伊方原発がある。伊方原発は、今回地震が発生した断層の延長線上に立地しており、大地震が原発の直下で起これば巨大な揺れに襲われ、放射能を大量に放出するような大惨事となるのは避けられない。

直視すべきは、熊本を襲った地震の1,580ガルが伊方原発の基準地震動である650ガルをはるかに超えている事実である。中央構造線断層帯を直下に見おろす伊方原発で、650ガルを超える地震が起きないとは言い切れない。熊本地震を受けた4月18日の原子力規制委員会の記者会見で、田中委員長は、「今は安全上の問題はない。科学的根拠がなければ、国民や政治家がとめてほしいと言ってもそうするつもりはない」と語った。しかし、熊本地震を予測した人は誰もいない。科学的根拠があって起きたわけではなく、すべて想定外である。

また、4月16日以降、余震は、地溝帯の阿蘇、大分方向にまで延びている。これらは、中央構造線断層帯の活動であり、1596年9月1日から4日に発生した慶長豊予地震の歴史から見ても、伊方原発直近の中央構造線の断層が大きな地震を起こすおそれがある。専門家も今回の地震について、「中央構造線の一部が動いたと見てよい」「豊後水道や四国地方も含めて警戒が必要だ」とコメントし、大地震が発生する可能性について言及している。

今回の九州地方において連続する地震は、既に多くの命を奪い、生活・財産の破壊を招いており、さらに地震が拡大するおそれは十分にある。このような状況において、中央構造線断層帯を間近にする伊方原発を再稼働することは、熊本・大分震災の被災者を初め、多くの県民、市民の社会的な不安を大きく逆なでることにほかならない。

平成23年東北地方太平洋沖地震によって東京電力福島第一原発事故を発生させたことについての反省のもと、地震による災害を原発事故災害に拡大させないために、伊方原発の再稼働に際し、慎重な対応を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月20日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

原子力規制委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17番・平野文活君登壇）

- 17番（平野文活君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

伊方原発3号機の再稼働中止を求める意見書

4月16日の未明に別府市を襲った震度6弱の地震は、市民を一瞬にして不安と恐怖に陥れました。さらに、一夜明けた熊本の惨状は、震度7の直下型地震が2度連続したら、どんな重大被害になるかを見せつけました。そして、同時に国内最大級の「中央構造線断層帯」の近くに、そして、大分県からわずか45キロメートルの対岸に立地している愛媛県伊方原発の危険性が、改めて浮き彫りになりました。

原発事故は、起こったら取り返しがつきません。福島第一原発の事故から5年たちますが、いまだに約10万人が避難生活を余儀なくされており、昨年10月の国勢調査では、原発周辺の4町の人口は「ゼロ」でした。もし伊方原発で同様の事故が起これば、別府市民の生活と別府観光に壊滅的打撃を与えることは明らかです。

福島事故を受けて、一昨年5月の福井地裁は「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」全体を「人格権」と規定し、この人格権は憲法上の権利であり、これを超える価値を「ほかに見出すことはできない」、この権利が「極めて広範に奪われる」事態を招く「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」と言い切り、大飯原発3・4号機の再稼働ストップの判決を下しました。

しかも、原発なしでも電気は足りたという生活を、国民は既に体験してきたのです。直下型地震の恐怖を身近に体験したことを踏まえて、次のことを強く求めます。

記

- 1 7月に予定されている伊方原発3号機の再稼働を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質

疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成28年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成28年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

